

「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間的な論点整理」
に対する意見

[氏名]	特定非営利活動法人 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史
[住所]	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
[電話番号]	03-5212-3066
[FAX番号]	03-5216-6077
[電子メールアドレス]	isobe@coj.gr.jp

[御意見]

該当箇所

第2章 課題及び今後の検討に向けた論点整理

1. クレジットカード取引の利用環境の変化等

【1.1 加盟店の調査について】

加盟店の調査は、既に加盟店審査モデルを確立し効果的に運用している事業者も存在していることに十分配慮し、加盟店契約を締結する各社が自社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、特定の調査項目の有無等という観点ではなく、双方を総合して一定以上の水準を確保することが必要である。

具体的には、悪質加盟店を生じない体制等の仕組みを求め、その手法は、契約時に最低限の事実確認を求めるほかは、契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各事業者の裁量とする方向で検討を進めるべきである。（8ページ）

アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行えるPSP については加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきである。（9ページ）

意見内容

◆初期審査及び途上審査の内容を具体的に規定すること

○アクワイアラー・決済代行業者が関与するクレジットカード取引について（※1）、マンスリークリア取引か包括信用購入あっせんかを問わず（※2）、国内アクワイアラー経由か海外アクワイアラー経由かを問わず（※3）、アクワイアラーと決済代行業者に加盟店調査を課すという方針には賛成である。

○しかし、アクワイアラー等による加盟店調査に関しては、加盟店契約締結時におけ

る悪質加盟店の排除や加盟店契約中の不適正取引防止に実効性を持たせるために、初期審査時（加盟店契約締結時）に調査すべき事項、途上審査時（加盟店契約中）に調査すべき事項を、ある程度具体的に規定すべきである。

理由

- 「中間的な論点整理」に示されている「アクワイアラー等の加盟店調査に関して、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせ、事業者の裁量に委ねる」旨の方針に対しては、初期審査で悪質加盟店が排除できるのか、途上審査で不適正取引が防止できるのか懸念が生じる。
 - 実効性ある初期審査及び途上審査とするために、
 - ①初期審査時には、事業者の属性に関する情報及び販売する商品・役務等の内容、基本的な販売方法等に関すること、
 - ②途上審査時には、違法性が高い苦情が発生した場合や同種の苦情が多発した場合の加盟店の販売方法の実態調査と改善を求めること、などについて具体的に規定すべきである。
 - 第3回割賦販売小委員会における日本クレジット協会（資料2）及び大手決済代行業者（資料3）の説明によれば、国内の主なアクワイアラー及び決済代行業者に関しては、既に加盟店審査モデルを確立・運用していることが伺えることから、初期審査や途上審査が規定されても、多くのアクワイアラー等にとっては何ら業務に支障はないと考えられる。逆に、加盟店審査モデルが確立されていないアクワイアラー等にとっては、初期審査及び途上審査の内容を規定することは有益になると考えられる。
- ※1 「アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行えるPSP については加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきである。」（9ページ）
- ※2 「アクワイアラー等による加盟店の調査については、クレジットカード利用環境の適正性維持という観点から、本章1. 1. に示した措置を、クレジットカード番号情報等の適正な管理等に係る規定と同様に支払期間の別に関わらず適用すべきである。」（11ページ）
- ※3 「加盟店の調査については、アクワイアラーが国内外いずれに立地するかによらず同様の措置を求める方向であることを踏まえ、海外アクワイアラー経由の取引についても、割賦販売法でどのような主体に措置を求めることが可能か、実務的にどの程度の執行が可能かといった観点から、実効性ある措置の確保に向けた検討が必要である。」（9ページ）

「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間的な論点整理」
に対する意見

[氏名]	特定非営利活動法人 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史
[住所]	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
[電話番号]	03-5212-3066
[FAX番号]	03-5216-6077
[電子メールアドレス]	isobe@coj.gr.jp
[御意見]	
該当箇所	
第2章 課題及び今後の検討に向けた論点整理	
1. クレジットカード取引の利用環境の変化等	
【1.1 加盟店の調査について】	
	<p>以上を踏まえ、PSP について、加盟店の調査・是正を実質的に行える者を分類するという観点から、取引実態の分析、考え方の整理を行う必要がある。その上で、<u>アクワイアラーとPSP について、各種の措置や登録等の行為規制をそれぞれに対し、どのように求めるべきか整理すべきである。</u></p> <p>(8 ページ)</p>
意見内容	
◆<u>アクワイアラー及び決済代行業者に対して行政への登録義務を課すこと</u>	
○マンスリークリア取引か包括信用購入あっせんかを問わず、国内アクワイアラー経由か海外アクワイアラー経由かを問わず、アクワイアラーと決済代行業者に対して行政への登録制義務を課すべきである。	
理由	
○現在、「個別方式」「包括方式」ともに信用購入あっせん業者は登録制となっているが、アクワイアラーと決済代行業者には行政への登録義務が課されていない。	
○「中間的な論点整理」において、アクワイアラー及び決済代行業者に加盟店調査を課す方向性が示されたが、同調査が適切に実施されているかを行政が確認し、必要な対応をとることを可能とするためにも、アクワイアラー及び決済代行業者に登録義務を課すべきである。	
○現在、消費者庁には「決済代行業者登録制度」があるが、任意制度のため無登録の業者がいること、また、イシューアラーが決済代行業者まで把握していないことから、消費生活相談員からは、不適正なクレジットカード取引に関する相談処理の際に決済代行業者と交渉ができず業務が進まないという話をきく。決済代行業者等の登録が義務となれば所在等が明確となり、相談処理に資することにもなる。	

「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間的な論点整理」
に対する意見

[氏名]	特定非営利活動法人 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史
[住所]	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
[電話番号]	03-5212-3066
[FAX番号]	03-5216-6077
[電子メールアドレス]	isobe@coj.gr.jp
[御意見]	<p>該当箇所</p> <p>第2章 課題及び今後の検討に向けた論点整理</p> <p>1. クレジットカード取引の利用環境の変化等</p> <p>【1.1 加盟店の調査について】</p> <p>・ 以上を踏まえ、クレジットカード会員、加盟店及びクレジットカード事業者の三者間取引を出発点として組み立てられてきた現行の割賦販売法の構造を、イシューについてはクレジットカード会員への与信枠供与等に係る規定を、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行える PSP については加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきである。この構造の整理にあっては、実効性ある加盟店調査のため、<u>イシューからアクワイアラーに相談苦情情報を提供することについても検討することが必要である。</u></p> <p>(9ページ)</p> <p>意見内容</p> <p>◆イシューの不適正取引防止義務等を明確に定めるべきである。</p> <p>○イシューに対しては、不適正取引防止義務や苦情の適切処理義務を定めるべきである。</p> <p>理由</p> <p>○現行法（割賦販売法30条の5の2）は、イシューに対して、購入者等の利益の保護を図るため、購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないと定めている。これは、イシューが消費者（購入者等）との契約関係に伴って、加盟店の不適正な取引によって消費者に不利益が生じないように注意する義務を負うという考え方に基づくものと思われる。</p>

- イシューアについては、「中間的な論点整理」で示されたクレジットカード会員への与信枠供与等に係る規定を適用する構造に改める方向性から、加盟店調査を課すことは想定されておらず、消費者から寄せられた相談苦情をアクワイアラーに情報提供する仕組みの検討の方針を掲げるにとどまっている。これは、現行法のイシューアの責任を後退させるものであり反対である。
- 第2回割賦販売小委員会の消費者団体の説明（委員提出資料2）では、クレジットカード取引に関する被害の実態とクレジットカード会社・決済代行業者等の対応が報告されている。消費生活センターからの連絡を受けたイシューアの対応は様々であるが、クレジットカード取引に関する消費者トラブルを迅速に解決するためには、イシューアの協力が不可欠なのが理解できた。「中間的な論点整理」で示されたイシューアの役割としてのアクワイアラーへの相談苦情の情報提供の方向性だけでは、今後、ますます消費生活相談現場での対応が困難となることが懸念される。
- クレジットカード取引を展開するイシューアが、直接加盟店だけでなくアクワイアラー・決済代行業者と提携して間接加盟店でのカード利用を認める場合には、事業拡大に伴って間接加盟店の取引適正化についてもアクワイアラー等と連携して不適正取引防止義務や苦情の適切処理義務調査管理を尽くす責任を負うべきである。

「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間的な論点整理」
に対する意見

[氏名]	特定非営利活動法人 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史
[住所]	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
[電話番号]	03-5212-3066
[FAX番号]	03-5216-6077
[電子メールアドレス]	isobe@coj.gr.jp
[御意見]	<p>該当箇所</p> <p>第2章 課題及び今後の検討に向けた論点整理</p> <p>1. クレジットカード取引の利用環境の変化等</p> <p>【1. 2. マンスリークリア取引について】</p> <p>抗弁の接続をはじめとした消費者とイシューアの契約に係る規定については、大半の消費者が低コストで、マンスリークリア取引でのクレジットカード利用というサービスを受けていること、デビットカードやプリペイドカード等の他のキャッシュレス取引とのバランスを考慮した検討が必要であることを踏まえ、誘因性・複雑性の観点から、措置に慎重な意見が多かった。</p> <p>一方、EC 取引をはじめ、現金なしに支払いが可能という利便性を見ると、クレジットカードが存在することにより販売等の取引が生じているといえ、措置を検討すべきという意見もあった。今後、現行の包括信用購入あっせんとの異同を整理し、同様の規定を措置すべきと評価できるのかという観点から、更なる検討が必要である。</p> <p>(11 ページ)</p> <p>意見内容</p> <p>◆マンスリークリア取引に抗弁接続規定を適用すること</p> <p>○マンスリークリア取引の拡大にあわせて苦情相談が大幅に増加（平成21年度：1万1077件、平成24年度：2万2063件 割賦販売小委員会 第1回 資料4 19ページ）している実態を踏まえ、マンスリークリア取引についても抗弁接続の適用を認めるべきである。</p> <p>理由</p> <p>○マンスリークリア取引とリボルビング払いは、カード決済時に選択できるだけでなく、カード決済後にマンスリークリア方式からリボルビング払いに変更できるシ</p>

システムが広がっている。

- 後からリボルビング払いに変更した場合は、その後は包括信用購入あっせんに該当する取引として抗弁接続等の規定が適用されるとの解釈は、経産省も明確に認めているところである（経済産業省「割賦販売法の解説・平成20年版」49頁～50頁。「※4『後リボ特約』について」）。また、クレジット業界も同様の解釈を承認している（日本クレジット協会の「包括信用購入あっせんに係る自主規制細則」第2条）。
- 前述のようなカード決済が広まるなかで、マンスリークリア取引の場合にだけ抗弁接続等の消費者保護規定が適用されないという事態は合理性がないと考えられる。
- マンスリークリア取引への抗弁接続の導入に消極的な理由として、イシューアにとって経済的負担が生じることがあげられるが、「中間的な論点整理」（5ページ）では「一方、事務局の推計によれば、マンスリークリア取引の取引件数に対する相談発生割合も微増しているが、包括信用購入あっせんや個別信用購入あっせんの発生率を大きく下まわっている。」とし、平成24年度の支払類型別消費者相談発生率として0.00085%との数字があげられている。仮にマンスリークリア取引に抗弁主張が認められるとしても、抗弁主張が生じる割合はそれ以下である。
- 「中間的な論点整理」にて、アクワイアラー及び決済代行業者に苦情発生時の加盟店調査義務が課される方向性が示されたことから、抗弁主張に対する調査・判定が原則として可能となるため、事実上のイシューアの不利益はそれほど多くは生じないと考えられる。
- マンスリークリア取引への抗弁接続は、違法な販売行為である場合に限り支払い拒絶の抗弁主張を認めるものであり、カード利用者である消費者の期待に添うものである。
- また、第2回割賦販売小委員会の消費者団体の説明（委員提出資料2）では、クレジットカード取引に関する被害の実態とクレジットカード会社・決済代行業者等の対応が報告されている。消費生活センターからの連絡を受けたイシューアの対応は様々であるが、消費者トラブルを迅速に解決するためには、マンスリークリア取引への抗弁接続の導入が必要である。

「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間的な論点整理」
に対する意見

[氏名]	特定非営利活動法人 消費者機構日本 理事長 芳賀唯史
[住所]	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
[電話番号]	03-5212-3066
[FAX番号]	03-5216-6077
[電子メールアドレス]	isobe@coj.gr.jp
[御意見]	
<p>該当箇所</p> <p>第2章 課題及び今後の検討に向けた論点整理</p> <p>1. クレジットカード取引の利用環境の変化等</p> <p>【1. 3. イシューアによる相談苦情対応等について】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟店の調査を実効的に機能させる観点から、マンスリークリア取引に係る相談苦情を含め、イシューアからアクワイアラーへの相談苦情情報の通知について、何らかの対応を検討すべきである。⇒【意見内容1】 ・ただし、この検討を進める際には、実務的にどの程度の対応コストが生じるのか、海外アクワイアラーを経由した取引の場合に機能するのかという点にも留意が必要である。⇒【意見内容2】 <p>(12ページ)</p> </div> <p>意見内容 1</p> <p>◆イシューアの不適正取引防止義務・苦情の適切処理義務を明記すること</p> <p>○イシューアはクレジットカード取引の適正化について、消費者に対して責任を負う立場にあることから単に消費者から寄せられた相談苦情情報をアクワイアラーに通知するだけでは不十分である。イシューアの不適正取引防止義務・苦情の適切処理義務を明記すべきである。</p> <p>理由</p> <p>○「中間的な論点整理」は、三者間取引として組み立てられた割賦法の規定を、イシューアはカード会員への与信枠供与等に係る規定を、アクワイアラー・決済代行業者は加盟店の取引等に係る規定を適用する構造に改めるという方針(※1)を示し、イシューアには消費者から寄せられた苦情をアクワイアラーに情報提供する仕組みを検討する方針を掲げるとどまっている。これは、現行法(割賦販売法30条の5の2)のイシューアの責任を後退させるものであり反対である。</p>	

- イシューア－は、消費者から寄せられた相談苦情の情報を、単にアクワイアラー等に提供すれば役割が終了するものではない。
 - クレジットカード取引を展開するイシューア－は、アクワイアラー・決済代行業者と提携して間接加盟店でのカード利用を認める事業を拡大する以上、間接加盟店の取引適正化についてもアクワイアラー等と連帯して不適正取引防止の中心的責任を負うべきである。イシューア－の役割は、アクワイアラー等において迅速かつ適切に苦情を調査・処理されるよう要請し、調査結果の報告を受けて消費者とのクレジット契約を適切に処理ことと思われる。
 - 前述の役割は、包括信用購入あっせんでもマンスリークリア取引でも区別する必要はないと思われるので、現行法（割賦販売法30条の5の2）の苦情発生時の適切処理義務とともに不適正取引防止義務を規定し、両取引に及ぼすべきである。
- ※1 「以上を踏まえ、クレジットカード会員、加盟店及びクレジットカード事業者の三者間取引を出発点として組み立てられてきた現行の割賦販売法の構造を、イシューア－についてはクレジットカード会員への与信枠供与等に係る規定を、アクワイアラー及び加盟店の調査・是正を実質的に行えるPSP については加盟店の取引等に係る規定を適用するという構造に改める方向で、具体化の検討を進めるべきである。」（9ページ）

意見内容 2

◆海外アクワイアラー経由の取引にも国内の加盟店の調査義務等を課すことは可能

- 「中間的な論点整理」は、海外アクワイアラーであっても、日本国内の販売業者との間で加盟店契約を締結しカード決済を取り次ぐ事業者については、国内アクワイアラーと同一の法規制の下に置く方針（※2）を示している。海外アクワイアラー経由の取引にも国内の加盟店の調査義務を課すべきである。

理由

- 第5回割賦販売法小委員会における国際ブランドカード会社の説明（資料3）によれば、当該国際ブランドカード会社の大原則として「イシューア－側とアクワイアラー側の国の双方で合法でなければならない」「法律等と不整合がある場合はその国の現地法に従わなければならない」旨が報告されている。
- そうであるならば、日本国内の販売業者との間で加盟店契約を締結しカード決済を取り次ぐ海外アクワイアラーに対して、加盟店契約時の調査義務や苦情発生時の調査処理義務を課すことは可能と思われる。

- ※2 「また、海外アクワイアラー経由の取引において、相談事例が生じている実態を踏まえ、この措置はアクワイアラーが国内外いずれに立地するかによらず、

国内の加盟店との取引を対象とする方向で検討することにも留意が必要である。」（7～8ページ）

「加盟店の調査については、アクワイアラーが国内外いずれに立地するかによらず同様の措置を求める方向であることを踏まえ、海外アクワイアラー経由の取引についても、割賦販売法でどのような主体に措置を求めることが可能か、実務的にどの程度の執行が可能かといった観点から、実効性ある措置の確保に向けた検討が必要である。」（9ページ）